

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 1 国名：ベトナム 担当：地球環境部
案件名：ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト（エコツーリズム）

1 今回契約予定のコンサルタント
エコツーリズム 3～4号

2 契約予定期間： 全体 2013年7月上旬から2013年9月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
エコツーリズム 3 31 2 1.28
（国内：0.25M/M、現地：1.03M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月5日（12時まで）
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：エコツーリズム | |
| （ア） 類似業務の経験 | 40 |
| （イ） 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| （ウ） 語学力 | 16 |
| （エ） その他 学位、資格等 | 16 |
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：ベトナム/全世界
類似業務：エコツーリズムに係る各種業務

6 条件

補強：認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

世界的にも生物多様性が豊かなベトナム国（以下「ベ」国）において、自然保護区の核となる国立公園を適切に管理する能力の向上は、その貴重な生物多様性を保全する上で不可欠となる長期的な課題である。「ベ」国政府は、2003年に保護区管理のあり方を示す国家保護区管理戦略を策定したほか、2000年以降に18カ所の国立公園を指定する等、国立公園を中核に生物多様性保全のための具体的な施策を実施している。

しかしながら、政府による国立公園管理のための技術的及び予算的な支援は限られており、多くの国立公園では現場レベルでの管理を十分に行えていない。国立公園の生物多様性を脅かす要因は複数あるが、中でも公園内及び周辺に居住する地域住民による人的活動の脅威が大きな課題となっている。

ビズップ・ヌイバ国立公園の周辺においても、約5,067世帯（約2万6028人）の住民が生活しており、その多くが少数民族に属し伝統的な農業により生計を立てている。地域一帯の土地は森林が多くを占め、一世帯当たりの農業用地は狭く、加えて農業生産性が低いために、住民の貧困率は29%を超えているとされている。

こうした貧困を背景に、森林の農地転用、特にコーヒー農園の拡大による住民の同公園内森林への侵入、野生動物の狩猟、違法伐採、薪炭材採取等は現在も続いており、同公園の生物多様性は脅威にさらされている。

「ベ」国政府は、上記課題に対処するため、住民ベースのエコツーリズムの実施、アグロフォレストリーによる住民の生計向上、環境教育実施等を通じた国立公園の管理強化を内容とする同国立公園管理能力向上計画を策定し、2007年度にその実施に関する技術協力を我が国に要請した。これを受けて、JICAは、ラムドン省人民委員会及びビズップ・ヌイバ国立公園管理事務所（BNBNPMB）の両機関をカウンターパート（C/P）機関とし、2010年1月から2014年1月までの4年間の予定で「ビズップ・ヌイバ国立公園管理能力強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を実施中である。

本プロジェクトの対象地域であるビズップ・ヌイバ国立公園はベトナム国ラムドン省の北東部に位置し、総面積は

日本の尾瀬国立公園の約2倍に相当する7万38haと、「ベ」国国内でも有数の大きな保護区である。1986年に自然保護区として指定された後、2004年に国立公園に昇格した。地理的に、周囲にある3つの自然保護区（北部にChu YangSin国立公園、東部にPhuoc Binh国立公園、南部にDa Nhim水源林保全地区）の中心に位置することから、これら3つの保護区等を結ぶ回廊としての役割も有し、この地域一帯の生物多様性保全にとって極めて重要な価値を有している。

本プロジェクトの目的は、同公園の持つ豊かな森林や動植物相を持続的に管理するために、（1）住民主導型のエコツーリズム（以下、「CBET（Community-based Ecotourism）」）、（2）環境保全型生計向上手段（自然環境保全に配慮したコーヒー等の農業生産性向上や手工芸品の開発等）及び（3）協働管理手法の開発・導入により、周辺住民の生計向上に配慮した自然資源の管理手法を新たに実施することにある。

本プロジェクトには現在2名の長期専門家（チーフアドバイザー／協働管理、業務調整／エコツーリズム）を派遣している。CBETコンポーネントでは、2011年4月にはエコツーリズム環境教育センター（CEEE）を設置するとともに、CBET業務計画に沿ってCBET活動の準備を進め、同年12月末からビジターセンターを中心とするエコツーリズムのトライアルを開始し、訪問者の受け入れを始めた。開始当初少なかった訪問者も、改定されたマーケティング戦略を踏まえ、環境教育関連のマーケット開拓に重点を置いた活動を行うことにより、2012年9月以降大きく増加しつつあり、2012年度の訪問者数は約3300人に達するなど、未だ改善すべきところは多いものの、同国立公園ベースのエコツーリズムは一定の成果を収めつつある。また、同国立公園におけるエコツーリズムマスタープランがラムドン省人民委員会（PPC）により承認された。今後、CEEEについては、未だ受動的活動に留まっているCBETコミュニティグループを活性化すること、また、同マスタープランの計画内容を具現化するための中・長期的なビジネスプランを策定することが必要である。また、改善されつつあるとはいえ、CEEEの管理能力は依然として十分ではないために、エコツーリズム活動の持続性を高める必要がある。

一方、トレイルの自然解説（インタープリテーション）技術については、2012年度に短期専門家派遣による研修を実施し、CEEEメンバー及びCBETコミュニティグループのインタープリテーションの能力は一定程度改善されたものの、依然として改善の余地があるとともに、2012年度に改善され、今後、外国人を含む多数の訪問者が期待できるビズアップ・トレイルについては、未だ、インタープリテーションの材料も集められていない状態である。

このような状況を踏まえ、本専門家は、プロジェクトの日本人専門家及びカウンターパート（C/P）と協力しながら、主としてCEEEの中長期的なビジネスプランの作成に関する支援、CEEEの管理能力向上に向けた助言、ビズアップ・トレイルにおけるインタープリテーションに関する助言を行うものである。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、プロジェクトの長期専門家と協力しながら、「ベ」国ビズアップ・ヌイバ国立公園におけるCBETの施行状況、CEEE及び地域住民のキャパシティ、同国立公園エコツーリズムマスタープラン等を踏まえ、CEEEの中・長期的なビジネスプラン作成に関する助言、CEEEの管理能力の向上に関する助言及びビズアップトレイルにおけるインタープリテーション開発に関する助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[エコツーリズム]

(1) 国内準備期間(2013年7月上～中旬)

ア 本プロジェクトの詳細計画策定調査、中間レビュー調査報告書等を通じて、プロジェクトの枠組と活動計画、これまでの活動の経緯を把握する。

イ CEEEに関する各種報告、プロジェクトの出口戦略、インタープリテーションに関する情報・資料を収集し、報告書等からこれまでのプロジェクト活動の経緯を把握し、CEEEの今後の在り方、管理能力、インタープリテーション能力について分析する。

ウ 同国立公園エコツーリズムマスタープランについて分析する。

エ 上記ア～ウの分析結果を基に、全体の現地派遣期間における業務方針・方法等について記述した業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA地球環境部に提出し、説明する。

(2) 現地派遣期間(2013年7月中旬～8月中旬)

ア 現地業務開始時に関係者(C/P機関、プロジェクト専門家等)へ業務実施計画書を提出し、内容の確認を行う。

イ CEEE及び同国立公園スタッフに対し、同国立公園エコツーリズムマスタープランを踏まえたCEEEの中・長期的なビジネスプラン作り（マーケティング及び広報（プロモーション）戦略、組織マネジメント、商品（パッケージ）開発、住民参加型エコツーリズムへの転換、評価、業務提携・協力方式によるマーケティング、財務分析、ビジネスリスクマネジメント、スタッフマネジメント、ベトナム国内への波及等）を指導する。

ウ CEEEの組織マネジメント（スタッフマネジメント、リスクマネジメント、指揮命令系統の整備）に関する助言をCEEEに対して行う。

エ 事前に収集されたビズアップ・トレイルにおけるインタープリテーションに関連する材料を加工し、それを基にCEEEスタッフ等がインタープリテーションをできるようになるまでの一連の過程を指導する。また、CEEEスタッフが行う住民グループ等を対象としたビズアップ・トレイルに関するインタープリテーション研修について指導する。

オ 派遣期間を通じて把握した課題等について、C/P及び日本人専門家との協議を通し、提案を行う。

カ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクト専門家、JICAベトナム事務所へ提出し、報告を行う。

(3) 帰国後整理期間(2013年8月中～下旬)

ア 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、現地業務結果報告書（英文）とともにJICA地球環境部に提出し、報告を行う。

9 成果品等

(1) 業務実施計画書

和文3部（JICA地球環境部、JICAベトナム事務所、プロジェクト）

英文4部（C/P機関、JICA地球環境部、JICAベトナム事務所、プロジェクト）

(2) 現地業務結果報告書

英文4部（C/P機関、JICA地球環境部、JICAベトナム事務所、プロジェクト）

なお、現地活動写真集4部（C/P機関、JICA地球環境部、JICAベトナム事務所、プロジェクト）を添付すること。

(3) 専門家業務完了報告書

和文3部（JICA地球環境部、JICAベトナム事務所、プロジェクト）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

1 0 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

航空便経路：東京（ホーチミン経由） ダラット ハノイ 東京

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

プロジェクト概要及びプロジェクトニュースを以下のホームページで公開している。

<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/015/index.html>

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

現地派遣期間は2013年7月18日～8月17日を予定。